

新潟県地域循環型再生可能エネルギー等形成促進事業（新規参入）補助金交付要綱

（目的）

第1条 知事は、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、県内企業による再生可能エネルギー等分野産業への新規参入に向けた取組に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の交付対象）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別記1の事業とする。

2 この補助金の交付対象者は、別記2のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（交付基準）

第3条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

2 この補助金の補助率及び補助上限額は、別表2のとおりとする。

（交付の条件）

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、若しくは経費の配分を変更する場合（第8条に定める軽微な変更を除く。）又は交付決定額を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなること。また、事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告すること。
- (6) 補助事業完了年度の翌年度以降において、企業化状況を報告すること(補助事業のうち、研究開発に係るものに限る。)

(交付申請書)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記第2号様式によるものとする。

- 2 前項の補助金の交付申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い)

第6条 知事は、第5条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 2 知事は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(変更の承認申請)

第7条 第4条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第4条第1号に規定する経費の配分に係る軽微な変更は、別表1に掲げる経費区分相互間のいずれか低い額の20パーセント以内の配分変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第4条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第4号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第10条 第4条第3号の規定により知事の指示を求める場合には、速やかに別記第5号様式による事業遅延等報告書を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（状況報告）

第12条 規則第10条の規定による報告は、知事から報告を求められた場合において、別記第6号様式による補助事業遂行状況報告書を作成し、速やかに提出して行うものとする。

（実績報告書）

第13条 規則第12条前段の規定による実績報告書は、別記第7号様式のとおりとし、補助事業が完了した日（第4条第3号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日）から起算して20日を経過した日又は3月15日のいずれか早い時期までに知事に提出しなければならない。

2 規則第12条後段の規定による実績報告は、3月15日までに前項に準じて実績報告書を提出して行うものとする。

3 実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の支払）

第14条 補助金の支払は、精算払を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合にあっては、補助金を概算払することができる。

2 補助金の概算払又は精算払を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第9号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(企業化状況報告)

第16条 第4条第6号の規定による企業化状況報告は、別記第10号様式により、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の翌年度以降5年間、4月20日までに提出しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行する。

【別記1】補助事業

事業内容	再生可能エネルギー等分野産業に参入又は事業化するための研究開発又は実証試験	再生可能エネルギー等分野産業の研究開発に係る市場性調査	再生可能エネルギー等分野産業の実証試験を実施するための事前調査(実証環境調査)
対象となる再生可能エネルギー等分野産業	以下のいずれかに該当する分野 ① 太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電、海流（潮流）発電、波力発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、地中熱利用、雪冷熱利用、下水熱利用、排熱利用、又はその他県のエネルギー施策の方向性に合致する分野 ② 脱炭素燃料・素材への転換に関する分野		
要件等	採択者及び採択テーマは県において公表する。 研究開発の場合、事業完了後5年間、企業化状況を報告すること。		

(注) 本事業とは別に、新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）から補助金等が支出されている事業は本事業の対象外とする。

【別記2】交付対象者

以下のいずれかに該当する者

- ① 県内に主たる事業所を有する企業又は団体
- ② ①に該当する企業又は団体を構成員として含む事業体であり、かつ申請主体が①に該当する企業又は団体であるもの

【別表 1】 補助対象経費

補助対象経費は、別記の事業に要する経費のうち下表に示すものとする。

補助対象経費	
経費区分	内 容
原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
外注費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することができないもの又は適当でないもの（機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、修繕又は据付け、試料の製造、分析鑑定等）の外注に要する経費
旅費	事業従事者が事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費
謝金	事業を行うために必要な謝金（専門家謝金等）
使用料・賃借料	機械装置、会議室等の使用、賃借に要する経費
印刷製本費	調査用紙、報告書等の印刷製本に要する経費
その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費

【別表 2】 補助率及び補助上限額

補助率	補助上限額
1 / 2 以内	5,000千円